

各自ヨリ一円五十銭ヲ徴収シ通洞支部ニ應シ援ヲ

ナスコトニ決セリ

(三月十八十九日)

一廿日要求條件七ヶ條ヲ銘記スルニ選出スル豫定ナリ

シカ公休日ニ相當スレバ以テ翌廿二日ト変更セリ通洞

支部ニ於ケル実行委員中ニ六七名休業者ニ居ルニ

シテ各山支部ノ実行委員等未全部ノ顔觸

揃ハス同日中ニ一致ノ行動不能ニテ提出スルに至ラス

廿日夜本山支部ニ三山支部役員會開催

ナリト見合セトナリ而シテ全山ニ於ケル一般労働

者ノ氣勢白印ヲサルト共ニ本山製煉夫側ハ昨年

ノ争議ニ失敗シタル關係上今更ニ要求ニ実行ニハ

テ静ナル態度ニ出テ聯合會ニ共鳴セリトテ各

會幹部等之ヲ牽制スルハ自心考慮シ居ル本

部ノ應シ援ヲ得テ大ニ氣勢ヲ振作セリト理事

高梨二男ハ此ノ状況ノ報告ヲ兼テ本系

本部ノ指揮ヲ行フヘク廿二日上高也リ

一川籠支部ハ二十一日夕支部事務所ニ役員會開催

支部長関家傳外四十三名出席在件附議決定シタリ

一通洞本山支部ト一致ノ行動ヲ採ルコト

二基本金一人三四ヲ本月ヨリ三ヶ月ニ分テ徴収スルコト

三前項ニ関スル會計係ヲ置クコト

四今更ニ事件委員ヲ各飯場ヨリ三十二名ヲ選出シ

即ち組合ヲ切崩スルコト

五事件委員中ヨリ実行委員十名ヲ選出シ実

行ニ當テシムルコト

六犧牲者救済及実行委員手當支給ノ件